

令和4年 2月 4日



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成20年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約3,800万人、うち沖縄支部では約57万人が加入しています。

協会けんぽ沖縄支部令和4年度健康保険料率 10.09%に決定

これまでで最も高い保険料率
介護保険料率は0.16%引き下げ

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、都道府県単位の医療費を反映した健康保険料率の設定をしています。各支部間で保険料率が異なるため、受けることのできる医療サービスは同じでも加入している支部によって保険料に差があります。

この度、協会けんぽ沖縄支部の令和4年度健康保険料率が決定しました。

健康保険料率は令和3年度の9.95%より0.14ポイント引き上げとなり、10.09%となります。

この10.09%の健康保険料率については、平成20年10月に協会けんぽが発足以来、沖縄支部として最も高い保険料率となります。(資料1参照)

■令和4年度健康保険料率・介護保険料率(令和4年3月(4月納付分)から)

・40歳未満または65歳以上の方 健康保険料 10.09%

例)標準報酬月額 24万円^{※1}の場合

24,216円(従業員と事業主が折半) (前年比 +336円)

・40歳以上65歳未満の方 健康保険料 10.09%

介護保険料^{※2} 1.64%

計 11.73%

例)標準報酬月額 24万円の場合

28,152円(従業員と事業主が折半) (前年比 -384円)

※1 標準報酬月額 24万円 沖縄支部加入者の平均月額等級

※2 40歳から65歳未満の方がご負担いただく介護保険料(全国一律)は令和3年度1.80%より0.16ポイント引き下げられ1.64%となります。

■沖縄支部健康保険料率上昇の要因

協会けんぽ沖縄支部の加入事業所の約 75%は 10 人未満の事業所であり、新型コロナウイルス感染症の影響や、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。

令和4年度の保険料率には令和2年度の医療費実績が反映されますが、令和2年度の沖縄支部については、収入の伸びが小さいにもかかわらず、医療費の伸びが全国平均に比べ大きくなっており、医療給付費は令和元年度に比べ10億9千万円増加しています。この結果が令和 4 年度の保険料率に反映されたものです。

■健康保険料率の上昇を抑制するには

まずは、一人ひとりが健康保持に関心を持ち、定期的に健康診断を受診し早期発見、早期治療、重症化予防により医療費を抑制することが重要です。さらにインセンティブ制度で上位を維持しそのメリットを確保することが重要です。

協会けんぽでは平成 30 年度よりインセンティブ制度を導入(資料 2 参照)しています。インセンティブ制度とは、特定健診・特定保健指導実施率などの評価指標によって支部をランキング化し、上位過半数の支部については順位に応じて段階的に保険料率を減算する仕組みです。

インセンティブ制度が導入されたことにより、支部全体の医療費だけでなく、健診受診率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標における支部の成績が支部の保険料率に直接影響しますので、健診を必ず受診するなど、加入者一人ひとりの行動によって保険料率を低減することができます。

インセンティブ分保険料率として、全支部の保険料率の中に令和 4 年度保険料率には 0.007%が拠出され、(激変緩和措置として段階的に導入され、令和 5 年度には 0.01%を拠出することになります)全支部から集められた金額を順位に応じて報奨金として分配され、その結果が保険料率に反映されています。

沖縄支部の令和2年度のインセンティブ制度順位は 10 位(資料 3 参照)となりました。しかしこれまで平成 30 年度 2位、令和元年度 7位 でしたので、順位を落としており、保険料率引き下げのメリットを受けるためにも、今一度 5 つのインセンティブ評価指標を加入者様にご理解いただき取り組んでいただく必要があります。

保険料率がこれ以上高くないよう協会けんぽ沖縄支部は様々な取り組みを実施しております。ぜひ各種報道等で取り扱っていただきますようお願いいたします。

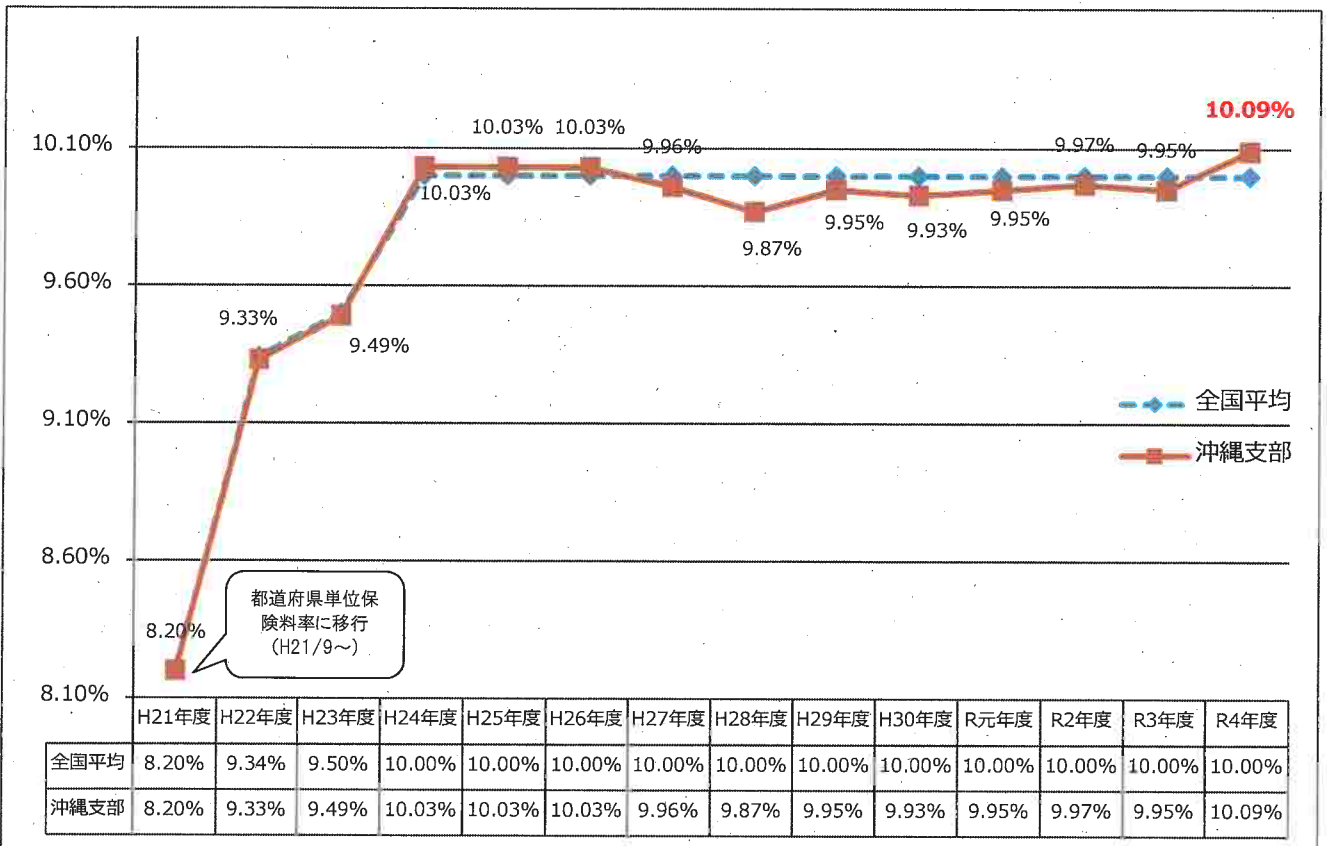
【添付資料】

- ・資料 1 沖縄支部における健康保険料率の推移
- ・資料 2 インセンティブ制度の概要
- ・資料 3 令和2年度インセンティブ順位
- ・資料 4 令和 4 年都道府県単位保険料率

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでんビル 8 階
全国健康保険協会沖縄支部
担当：企画総務グループ 鳥澤
TEL:098-951-2214 FAX:098-951-2295

沖縄支部における健康保険料率の推移



都道府県単位保
険料率に移行
(H21/9~)

何を評価されるの？

どうすればいいの？

5つの評価指標

皆さまにお願いしたいこと

特定健診等の受診率

加入者

- ・毎年、協会けんぽの健診の受診をお願いします。
- お勤めの方 → 生活習慣病予防健診
- ご家族の方 → 特定健診

事業主

- ・生活習慣病予防健診を実施していない場合は、事業者健診結果データを協会けんぽへ提供をお願いします。(40歳以上の協会けんぽ加入者が対象です。)

特定保健指導※の実施率

※健診結果で生活改善が必要
された方への保健指導

該当者

- ・健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合、特定保健指導をご利用ください。

事業主

- ・事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。(協会けんぽの保健師等が事業所訪問し実施します。)

特定保健指導対象者の減少率

該当者

- ・特定保健指導を受けた方は、最後まで中断することなく取り組んでいただくようお願いします。
- ・日頃からの健康づくりを心がけましょう。

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者※の受診率

※健診結果で要治療(要再検査)の
判定を受けた方

該当者

- ・健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関への受診をお願いします。

事業主

- ・従業員の健診結果を把握し、「要治療者」への受診勧奨をお願いします。

後発医薬品の使用割合

加入者

- ・医療機関や薬局でお薬を処方されたら、「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご選択ください。

令和2年度「インセンティブ制度」の結果

評価指標	①特定健診受診率	②保健指導実施率	③保健指導対象者の減少率	④受診勧奨対象者の受診率	⑤後発医薬品使用割合	総合
結果(率)	55.8% (全国50.9%)	25.9% (全国14.9%)	33.1% (全国32.4%)	9.6% (全国10.0%)	88.6% (全国79.5%)	-
偏差値	55.1 (前回45)	54.9 (前回58)	54.9 (前回50)	49.2 (前回43)	58.8 (前回74)	272.9 (前回272)
順位	10位 (前回35位)	13位 (前回8位)	14位 (前回22位)	27位 (前回39位)	5位 (前回1位)	10位 (前回7位)

令和4年度都道府県単位保険料率

資料4

	令和4年度	↑: 引上げ ↓: 引下げ	令和3年度
北海道	10.39%	↓	10.45%
青森県	10.03%	↑	9.96%
岩手県	9.91%	↑	9.74%
宮城県	10.18%	↑	10.01%
秋田県	10.27%	↑	10.16%
山形県	9.99%	↓	10.03%
福島県	9.65%	↑	9.64%
茨城県	9.77%	↑	9.74%
栃木県	9.90%	↑	9.87%
群馬県	9.73%	↑	9.66%
埼玉県	9.71%	↓	9.80%
千葉県	9.76%	↓	9.79%
東京都	9.81%	↓	9.84%
神奈川県	9.85%	↓	9.99%
新潟県	9.51%	↑	9.50%
富山県	9.61%	↑	9.59%
石川県	9.89%	↓	10.11%
福井県	9.96%	↓	9.98%
山梨県	9.66%	↓	9.79%
長野県	9.67%	↓	9.71%
岐阜県	9.82%	↓	9.83%
静岡県	9.75%	↑	9.72%
愛知県	9.93%	↑	9.91%
三重県	9.91%	↑	9.81%
滋賀県	9.83%	↑	9.78%
京都府	9.95%	↓	10.06%
大阪府	10.22%	↓	10.29%
兵庫県	10.13%	↓	10.24%
奈良県	9.96%	↓	10.00%
和歌山県	10.18%	↑	10.11%
鳥取県	9.94%	↓	9.97%
島根県	10.35%	↑	10.03%
岡山県	10.25%	↑	10.18%
広島県	10.09%	↑	10.04%
山口県	10.15%	↓	10.22%
徳島県	10.43%	↑	10.29%
香川県	10.34%	↑	10.28%
愛媛県	10.26%	↑	10.22%
高知県	10.30%	↑	10.17%
福岡県	10.21%	↓	10.22%
佐賀県	11.00%	↑	10.68%
長崎県	10.47%	↑	10.26%
熊本県	10.45%	↑	10.29%
大分県	10.52%	↑	10.30%
宮崎県	10.14%	↑	9.83%
鹿児島県	10.65%	↑	10.36%
沖縄県	10.09%	↑	9.95%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.64%）が加わります。